

アントニウス・シルヴァヌスの遺言 (Testamentum Antonii Silvani)

サレルノ大学法学部 フランチェスコ・ルクレーツィ

法学部 田中 実 訳

京都大学法学系 佐々木 健 訳

I. 訳者のまえがき

本稿は、2023年3月6日に南山大学ヨーロッパ研究センター主催、法学会共催で開催された講演会の原稿を邦訳したものである。当日の講演は若干の割愛や敷衍があったが、講演者、テラモ大学 (Università degli Studi di Teramo) 及びサレルノ大学 (Università degli Studi di Salerno) の法学教授フランチェスコ・ルクレーツィ (Francesco Lucrezi) 氏の許諾を得て、原稿の翻訳を公にすることにした。

氏は、イタリア共和国ナポリ・フェデリコ2世大学 (Università degli Studi di Napoli Federico II) で、著名なローマ法学者アントニオ・グアリーノ (Antonio Guarino, 1914-2014) 教授の指導を受け、ヘブライ法 (ユダヤ法) とローマ法を研究してこられた。『モーセ法ローマ法対照』(Collatio legum Mosaicarum et Romanarum) に関する一連の著作は、2001年から最新の2022年までで、既に10冊を数える。それぞれ、奴隷の殺害、性暴力、相続、奴隷、盗、寄託、姦通といったテーマで、史料が深く分析されている。他にも、多数の書を刊行され、その碩学ぶりは、イタリアに留まらず広く知れ渡り、ドイツ、フランスなど欧州のみならず、イスラエル、ブラジル、アメリカ合衆国、南アフリカなど、各国で招待講演をこなされている。また、ナポリの弁護士およびジャーナリスト、芸術家としても活動されている多才な人士である。

田中は、法制史関連の学会で同教授と知り合い、お互い、以前にヨーロッパ研究センターで講演いただいたパオラ・マッフェイ先生の友人であることから、以後各地の学会で親しく話をするようになった。佐々木は、ローマ大学留学時、ロマニスト養成課程の大学院科目で、同教授の授業「ヘブライ法」を受講して以来、コンスタンティヌス大帝期ローマ法学会などでお会いする機会を得るたびに、気さくにお声がけいただくようになった。かねてから来日を計画されており、田中も佐々木もエジンバラやナポリの学会で具体的な来日の意向をお伺いしていたところ、Covid19のために再三延期を余儀なくされ、今般、中央大学の招聘により来日が実現、ご滞在中に、南山大

学で、できればローマ法に関する本格的な内容の講演を依頼したところご快諾いただき、エジプトで発見された遺言書を詳細に分析検討する内容の講演が実現した。しかし、一方的に原稿を読み上げるというよりは、随時、参加者の理解度を確認しながら、説明を敷衍し、講演途中でも質疑に気さくに応じられるなど、お人柄が感じられる講演スタイルであった。

ここで解説されるアントニウス・シルヴァヌスの遺言は、(以前の来歴は不明であるが)ドイツの考古学者ルードヴィヒ・カイク(1892-1957)が1938年にエジプトで購入し、Société Fouad I de Papyrologie(当時:現Société Égyptienne de Papyrologie)に寄贈した古代の多面書板(polyptchus)、蠟版(Wachstafeln)である。1940年Octave Guéraud/Pierre Jouguet, *Un testament latin per aes et libram de 142 après J.-C.*を嚆矢として出版が続き、今日ではVincenzo Arangio-Luiz(ed.), *FIRA (Fontes Iuris Romani Anteiustiniani) III*², 1968 Florentia, pp. 129-142掲載のものが最も利用されている。近年ではGianfranco Purpura(a cura di), *Revisione ed integrazione dei Fontes Iuris Romani Anteiustiniani. Studi preparatori II. Auctores-Negotia*, 2012 Torino, pp. 147-151がある。

この遺言は、紀元後142年にエジプト、アレクサンドリア駐在のローマ市民である兵士によって作成されたものである。氏の講演にもあるように、特権的な兵士遺言ではなく、通例のローマ市民法上の銅衡遺言、握取行為遺言である。古拙な養子縁組または民会遺言に代わり共和政期に確立したこの遺言形式は、ローマ法学文献を通じてローマ遺言法、ひいては12世紀ローマ法ルネサンス以降の欧州の遺言法を学ぶ者にとって、パラダイクマとなるものである。ここで解説されるアントニウス・シルヴァヌスの遺言は、通常のローマ相続法の教科書で解説される厳格かつ煩瑣なルールにのっとり、単に法学のみならず、帝政期の属州の実務においても、古拙な形式が律儀に遵守されていたことを伝えるものである。エジプトで発見される文書が圧倒的にギリシャ語であるのに対して、大半がラテン語で書かれたほぼ唯一の遺言書である。事実、専門的な論文はもとより、ローマ私法の大部の教科書Max Kaser, *Das römische Privatrecht, Erster Abschnitt*², München 1971やローマの遺言に関するEdward Champlin, *Final Judgments. Duty and Emotion in Roman Wills, 200 B.C.-A.D. 250*, Berkley 1991, Benedikt Strobel, *Römische Testamentsurkunden aus Ägypten vor und nach der Constitutio Antoniniana*, München 2014では随所でこの遺言を証左として挙げている。

ルクレツィ氏の解説は明快で丁寧であるので、ここでは内容に立ち入らず、講演で言及されるが、代表的な教科書の中で必ずしも説明されているわけではないと思われる、承継意思表示の区別に予め簡単に触れておくにとどめる。

「承継意思表示 (cretio)」は、厳粛な定型文言による意思表示であり、具体的な文言はガイウス『法学提要』(2.166) や『ウルピァヌス法範』(22.28) が伝えている。古典期法においてこの承継意思表示は、遺言者が定めていない限り相続承継に必要ななかったが、遺言者は通例100日の期間を設定した。この期間が、除斥期間のごとく、相続人が遺言の開封を知ったかどうか、彼が承継を行うことが可能になったかどうか、停止条件付の場合に条件が成就したかどうかに関係なく遺言者死亡時から進行するものが、「継続的承継意思表示 (cretio continua)」であり、相続人が遺言者死亡、今日言うところの相続開始を知り承継が可能になった時から進行するものが、「通常承継意思表示 (cretio vulgaris)」である。さらに、遺言者が、定められた期間に承継意思表示を行わない者の相続廃除を定めたものが、「完全承継意思表示 (cretio perfecta)」であり、その者が廃除されるわけではないものが、「不完全承継意思表示 (cretio imperfecta)」である。

当日は、関東からも、民法ご担当でローマ相続法も専門とされている先生にもおこしいただき、訳者の理解の足りないところを助けていただいた。ここに記して感謝申し上げます。

II. アントニウス・シルヴァヌスの遺言 (Testamentum Antonii Silvani)

1. 邦訳

[1頁目 (1枚目、裏) : 訳者補い、以下同]

アントニウス・シルヴァヌス、騎士、第一騎兵隊所属、
トラキア系で在マウリタニア、属州総督副官 [ausiliario, appariteur]

ウェアリウス小隊所属が、遺言を
作成した。私の財産の全てについて、

軍営財産も本国における財産も、
マルクス・アントニウス・サトゥリアヌス、

[2頁目 (2枚目、表)]

我が息子よ、私の単独相続人と

なれ。他の者は皆、相続廃除されたもの

となれ。承継意思表示により、私の相続財産について、

100日以内に、承継せよ。その

間に承継意思表示をしないときは、相続廃除されたものとなれ。そのときは、

第二順位、……アントニウス、

私の兄弟Rが、

〔3頁目（2枚目、裏）〕

私の相続人となれ。そして、承継意思表示により、

私の相続財産を、

60日以内に承継せよ。その者には（cui）、相続人とならないときは、与え遺贈する。
750デナリウスを。

私の軍営財産の管財人として

任命する。

そして交付せよ。アントニア・テルムタに

〔4頁目（3枚目、表）〕

彼女は、上述の指定相続人の母である。ベヘクスの息子、ヒエラクスよ。

彼は、同じ騎兵隊の duplicarium〔給与二倍の兵士：Varr. L. 5,90; Liv. 2,59,11〕で、
アエプティウス小隊所属である。〔交付に関しては、〕彼女自身もまた保持せよ。

私の息子で相続人である者が、彼女の後見に服する限り。

その〔後見から離脱した〕時に、彼女から受領せよ。

私は、その者〔ヒエラクス〕には、50デナリウスを与え遺贈する。

私は、アントニア・テルムタに、与え遺贈する。

彼女は上記の我が指定相続人の母であり、

500デナリウスを。私は私の小隊長（praefectus）に与え遺贈する。

〔5頁目（3枚目、裏）〕

50デナリウスを。クロニオには、

我が奴隷であるが、私の死後、

全てを適切に管理し、

上記の我が相続人または管財人に引渡したときには、

私はその者を自由身分とし、

そのために、20分の1〔5パーセント〕を

私の財産から与えることを望む。

〔6頁目（4枚目、表）〕

この遺言には悪意がないように。家産を、

遺言作成のため、ネモニウスが購入した。

彼はマリウス小隊所属の duplicariusで、秤持ちは、マルクス・ユリウス・

ティベリヌス、ウァレリウス小隊所属 sesquuplicarius〔給与が1.5倍の兵士〕であって、

第一証人はトゥルビニウス、プロクルス小隊の旗手である。

遺言を作成したのは、
エジプトはアレクサンドリア、アウグストゥス冬営地において、
フォルティス・トラヤヌス第二軍団、
〔7頁目 (4枚目、裏)〕
マウリタニア騎兵隊、3月27日、
ルフィヌスとクアドラトゥスが執政官の〔142〕年

第二の署名、上述の私こと、アントニウス・シルバヌスは、
当該遺言を再検討し、
このように作成されたことは、
私によって確認され承認された。

〔8頁目 (5枚目、外側)〕

第三の署名、私、ネモニウス、
マリウス小隊、duplicariusが
封印した。

第4の署名、ユリオス・ティベレイノス、
Sesquuplicaius、

ウェアリウス小隊所属〔が承認した。〕

第5の署名、騎士、トゥルビニウス、
小隊の旗手。

プロクルス〔小隊所属〕。

第6の署名、ウェアリウス、
ルフス、騎士、旗手、
……小隊所属。

第7の署名、マクシムス、duplicarius、
……私は封印した。

〔第8の署名、解読不能〕

第9の署名、アントニウス・シラ〔?〕
アノス、私が〔?〕署名した。

2. 原文

Testamentum Antonii Silvani

(Vincenzo Arangio-Ruiz. *FIRA [Fontes Iuris Romani Antejustiniani] III*², pp. 130-132 より)

Antonius Siluanus eq(ue) alae I
 Thracum Mauretanae, stator praef(ecti),
 turma Valeri, testamentum
 fecit. Omnium bonor[um meo]-
 rum castrens[ium et d]omes-
 ticum M. Antonius Sat[ri]anus
 filius meus ex asse mihi heres
 esto: ceteri ali omnes exheredes
 sunt: cernitoque hereditatem
 meam in diebus C proximis: ni i-
 ta creuerit exheres esto. Tunc
 secundo gradu [.] Antonius
 R .. [....] . [.] . [.] . lis frater
 meus mihi heres esto, cernito-
 que hereditatem meam in diebus
 LX proximis: cui do lego, si mihi
 heres non erit, (denarios) argenteos septin[
 gentos quinquaginta. Procurato-
 rem bonorum meorum castrensi-
 um ad bona mea colligenda et
 restituenda Antonia⟨e⟩ Thermutha⟨e⟩
 matri heredi⟨s⟩ mei s(upra) s(cripti) facio Hieracem
 Behecis dupl(icarium) alae eiusdem, turma
 Aebuti, ut et ipsa seruet donec
 filius meus et heres suae tutel-
 lae fuerit et tunc ab ea recipiat:
 cui do lego (denarios) argenteos quinqu-
 aginta. Do lego Antonia⟨e⟩ Thermutha⟨e⟩
 matri heredi⟨s⟩ mei s(upra) s(cripti) (denarios) argenteos
 quingentos. Do lego praef(ecto) meo
 (denarios) arg(enteos) quinquaginta. Cronionem
 seruom meum pos⟨t⟩ mortem meam,
 si omnia recte tractauerit et

trad(id)erit heredi meo s(upra) s(cripto) uel
procuratori, tunc liberum uolo
esse uicesimamque pro eo ex
bonis meis dari uolo.

H(oc) t(estamento) d(olus) m(alus) <<h>> <a> (besto). Familiam pecu-
miamque t(estamenti) f(aciendi) c(ausa) e(mit) Nemonius
dupl(iciarius) tur(mae) Mari, libripende M. Iulio
Tiberino sesq(uiuplicario) tur(mae) Valeri, antes-
tatus est Turbinium sig(niferum) tur(mae)
Proculi. Testamentum factum
Alex(andrae) ad Aeg(yptum) in castris Aug(ustis?)
hibernis leg(ionis) II Tr(aiana) For(tis)
et alae Mauretanae, VI kal.
Ap[ri][es] Rufino et Quadrato cos.

II. a manus. Ἀντωνίου Σιλβανός ὁ προγεγραμ-
μένος ἀντέβαλον τὴν προκιμένην
ἐν μου διαθήκην καὶ ἀναγνώσθε καὶ
ἄθᾳ ἤρεσ[έ μοι κ]αθὼς πρόκειται.

III. a manus. Nemonius - -
dupl(iciarius) t(urmae) Mari
signaui.

IV. a manus. Ἰούλιος Τιβερεῖνος
σησκουπλ[ικ]άριος
τυρμης Οὐάλ[ερίου].

V. a manus. Turbinus eq(ues)
signifer turmae

Pr[oculi].

VI a. manus. Valerius [-]
Rufus eq(ues) sig(nifer)
.e.tur[.].uis.

VII a. manus. Maximus dupl(iciarius)
[.] ... usti si[gnau].

[VIII a. manus. nihil legitur]

IX a. Manus. Ἀντωνίου Σι

ανος σιγν[άουι?].

3. ジンガーレ (Livia Miglilardi Zingale) 註

上で引用した初期の編者・校訂者も、マケロン (Macqueron) も、証人たちの最後の署名に注目することを求めている。署名は、遺言者、つまり、シルバノス (48行目) の名に続いているが、読みは確実ながら、「l」と「b」の二文字を入れるスペースはない。いずれにせよ、署名はアントニオス・シルヴァヌスのものであるとすれば、誤記を想定する必要があり、この点で、銅衡行為に6名の参加者しかいないという問題が浮上する。銅衡行為は、証人／署名者の資格として、家産買主、秤持ち、第一証人とその他の4名の証人、合計7名が居合わせることを予定・規定している。この点については、アメロッティ (Amelotti) の『文書実務によるローマ遺言』(il testamento romano attraverso la prassi documentale) 166頁以下を見よ。

Ⅲ. 解説

1. この遺言は、ローマ私法の、しかも相続分野にとどまらない、様々な重要な問題を総合的に把握することができるという点で、稀に見る重要性を持つ文書です。文書の起草が非常に厳密で正確なことでも異彩を放っており、このことは明らかに専門家の手によるものであることを示しています。おそらく、これを書き記した者は(被相続人とは別人なのは確実ですが)、標準モデルを用いたのであり、この標準モデルは、様々なケースが要求する部分的な変更を施して、遺言におけるすべての処分につき、いわばコピペされていました。

2. 遺言は〔ローマでは〕非常に普及した行為であって、終意処分が無遺言相続の規定からそれほど逸脱しない場合(今日なら普通は遺言を作成する必要性を感じない場合)でも作成されたのです。というのも、遺言によって、被相続人は、(死後の世界の形を信じない中)存在の終わりに対する恐怖を祓い清め(esorcizzando)、自己の記憶を「死後へ」と延長しようとしたからです。こうして、遺言の作成は、一種の「喜び」、「死の慰め〔代償〕」を提供するものと考えられていたのです(セネカ『恩恵について』4.11.4)。

3. 遺言は、もっぱらローマ人に固有の行為であって、他のすべての古代人に知られてはいません。後者は、「死因」贈与といった別の様々な手段を通じて終意処分を目的を追求していたのです。他方で、主体・個人が自らの財産を、自分が死亡しその財産がもはや自分の所有ではなくなる瞬間に自由に処分できるという発想は、ローマ人自身にとっても何か不自然なことだと思われていました。「銅衡遺言 (testamentum per aes libram)」も「民会遺言 (testamentum calatis comitiis)」も、実際のところ、厳粛な儀式の形を採ることからして、「生存者間の」承継行為 (successione) であったわけです。「死因 (mortis caus)」との表現が示すのは、移転可能な財産の取得が「死亡を原因として」可能となったということであって、その行為の当事者のうち一人が死者であったわけではありません。それは明らかに不可能でした。

3bis. 形式としては、(秤の意の) 銅衡 = 遺言で、確かに最も普及した形式である「握取行為 (mancipatio)」が用いられたのです。握取行為の起源は非常に古く、実に長期にわたり続けられ、中世でもなお行われていました。しかし、これまで考えられたのとは逆に、十二表法に定められた規律に服す「無遺言相続」のメカニズムが遺言相続よりも古いということは確実です。商業の発達した社会であれば必要となるであろう取引の迅速性や柔軟性が求められていない中であって、銅衡遺言は、古代における「古市民法 (ius civile vetus)」に起源を持つもので、「名誉法 (ius honorarium)」という新たな形式で修正されることも回避されることもなく、その必要もなかったのです。(我々の知る) 生じた唯一の変化は、帝政期において、証書という書式が「証拠としての」道具から「実質的な」(有効) 要件へと変わったこと、握取行為の受領者(財産の形式的受領者)と秤持ち(青銅地金の重さを秤で計り又はそれを装った者)という役割を演じていた者が、単なる証人へと、事実上変形したことです。アントニウス・シルヴァヌスの遺言は、書面に記されたわけですが、それでもいずれにせよ口頭による銅衡行為であることに変わりはありません。

4. アントニウス・シルヴァヌスは兵士でしたが、「兵士遺言 (testamentum militis)」という形式を選択しませんでした。このことから、「銅衡遺言」は、遺言の主たる形式と考えられており、確実性が高いだけでなく、非常に気高いものでもあったという確信が裏づけられます。

5. この文書については、アランジョ＝ルイツ、バヴィエラ、フェッリーニ、フルラーニ、リッコポーノによる『ユ帝以前のローマの法源』(所謂フィラ FIRA、1940年)

の版を引用しましょう。丸括弧 () が示すのは略語部分の説明であり、角括弧 [] 内の文字は、文字の判読を妨げる剥離が見られる僅かな部分についての蓋然性ある補完です。山括弧 < > 内の文字は、我々にはラテン語の誤りと思われる箇所を「訂正する」ために校訂者・編者が挿入したのですが、おそらくこうしたラテン語の誤りは、教養人や法律専門家の用語にもよく見られる表現でした。

6. この典拠史料は、蠟と灰の混合物からなる層でコーティングされ、中が〔文字が書けるようになりぬいて〕下げてある5枚の木版からなり、(約1900年を経ても完全に保存された現存の文書が示す通り) 尋常ならざる耐性を示しています。この層の上に一本の鉄筆で記載が手書きされています。従って、今日なら5枚で10頁、一冊にまとめられた帳面に相当します。今日なら「表紙」と呼びそうな頁には蠟がなく、従って何も書かれていません。それ故、記載が始まるのは、校訂者・編者が1頁目と呼ぶ、板の1「枚」目の「裏面 (pars posterior)」からです。これに続いて、2頁目 (2枚目の「表面 (pars anterior)」、3頁目 (2枚目の「裏面」)、4頁目 (3枚目の「表」であり、フィラには2枚目とありますが誤植)、5頁目 (3枚目の「裏」)、6頁目 (4枚目の「表」)、7頁目 (4枚目の「裏」) があります。5枚目の「表面」には、蠟の層がありますが、文面がすでに書き終わったので、記載は皆無です。

7. 最終頁は、今日では「四つ折りの表紙」又は帳面の裏表紙と呼ばれます。これは、木製で、蠟が引かれず、ただし、そこに書かれた内容を読むために開けることができる小さな四角い開口部があります。相続承継開始よりも前に読むことができたのは、この頁一校訂者・編者が5枚目の(「裏」ではなく)「外側」と呼んでいます一だけでした。なぜなら、遺言の内容は秘密が保たれるべきであって、板は閉じられ封蠟で封印されたからです。誰かが(遺言者又は遺言者から承諾を得た者を除いて)、不当に事前にその遺言を開封したときは、「偽造罪 (criman falsi)」として訴追されることとなりました。

8. 遺言のすべての当事者と条項は全く明白です。にもかかわらず、各々が疑問を生じさせ、あるいは、様々な法的問題に扉を開くのです。遺言が多岐にわたる効果からなる複式の行為であったことを忘れないでおきましょう。アントニウス・シルウァヌスの遺言は、以下で見るように、意思に基づく様々な行為の組み合わせからなり、相互に依存し合うこともあれば、他の行為から独立した行為もあります〔以下、遺言の文言の註釈〕。

a. アントニウス・シルヴァヌス……作成した。

遺言者の名前で、兵士としての地位を正確に記し、〔遺言という〕行為の資格がある人物です。「遺言作成能力」にとって必要なのは、行為能力だけであり、権利能力まで必要なわけではありませんでした。なぜなら、〔自己名義の財産を持たないという意味で権利能力のない〕権力服従者も遺言作成が可能だからです（たとえ、この行為が効力を生じるのは、この場合に「自権者」として「被相続人」が死亡したときだけだったとしても、です）。史料には、奴隷の所謂「準遺言」という実務も登場します。これは、法的には効力がありませんが、原則として、事実の面では効果を有し、「奴隷」が手権解放されたときは、法務官がその効果を保証するものと考えられました。受動的「遺言能力」に必要なのは、生存要件だけでした。なぜなら、権利能力を有しなければならないのは遺言開封時にだけであって、作成行為の時点ではないからです（このことは頻繁に見られ、当該遺言にも見られる通りです）。しかし、一今日でも同様ですが一胎児も、未だヒトとしては存在しませんが、相続人に指定されることが可能でした。相続人に指定されたのが、「他権者」、つまり「被相続人」とは異なる人物の権力に服しているとき（例えば、兄弟の息子〔＝甥〕であるときは、その〔遺言作成〕行為は無効となりましたが、遺産は、（不適法ながら）相続人指定された者に対する家父権を有する者のものとなります。しかし、指定された者が「自権者」になるやいなや、法務官は当該処分／記載に効果を与えることができたでしょう。

b. 財産の全て……となれ。

これは、「相続人指定」であり、（たとえ、遺贈のように、異なる形で規定することが可能であるにせよ）決して欠くことができず、それ故に、「全ての遺言の頭であり基礎」と呼ばれました。アントニウス・シルヴァヌスは、息子マルクス・サトゥリアヌスを相続人に指定しました。「包括／単独 (ex asse)」との表現は、相続人が、所謂「(相続財産の) 全部 (as (hereditarium))」、即ち、全財産を割り当てられたことを示しています。「軍営財産も本国における財産も全て」という文言は、従って反復表現です。軍営財産と本国財産を区別し言及することは、通例のことでした。なぜなら、兵士は、長期間、自宅から離れることを余儀なくされており、様々な収入源を持つことができたからです。この収入源は、たとえ単一の家産の各部を構成するとしても、実際には異なるタイプの管理に服していました。一般に不動産（家屋、土地、役権）は、遠方にある住居の近くに位置し、他の者によって管理されており、これに対し軍営にあっては、軍人は動産（衣服、家財道具、金銭）を有していました。しかし、兵士が、例えば宿営地の近くで家屋を取得することは妨げられていませんでした。

c. 他の者は皆、相続廃除されたものとなれ。

他の誰も、相続人にはなりません。アントニウス・シルヴァヌスが、「自身の家父権に服し自身の死亡とともに自権者になる」他の「自権相続人」を有したときは、市民法上、「名を挙げて」そうした者を相続廃除する必要があり、そうしなければ遺言行為は無効となりました（「自権相続人は、指定されるか廃除されねばならない」）。従って、マルクス・サトゥリアヌスは、遺言者の家父権に服する唯一の息子であったと考えねばなりません。更に、恐らくは、一人息子であったのでしょうか（家父権免除を受けた息子が他にいたとすれば、恐らくは、何らかの形で名が挙がったはずです）。従って、この定型文言は、余分なものであったと思われ、他ならぬ彼を「相続人指定」することを強化する効果を持ちました。

d. 承継意思表示により……100日以内に承継せよ。

「承継意思表示 (cretio)」は、(儀式的行為によるものであり、儀式行為自体もまた *cretio* と呼ばれましたが) 相続を受諾する要請です。(承継意思表示がない場合について相続廃除をも規定したか否かに従って) 「完全承継意思表示 (*cretio perfecta*)」と「不完全承継意思表示 (*cretio imperfecta*)」とがあり、また(期間の経過が、遺言開封時から始まるのか、それともは相続人が知らされ又は知り得た時点からなのかによって) 「熟考期間が直ちに進行する」「継続的承継意思表示 (*cretio continua*)」か「知ってから進行する」「通常承継意思表示 (*cretio vulgaris*)」に区別されます。遺言において「承継意思表示」の手続が要求されているとしても、相続人は、単なる「相続人としての行為」を通じて、暗黙であれ、相続財産をともかく承認することができました。

マルクス・サトゥリアヌスは、恐らく、「家父権に属する息子」であったので、実際には「必然相続人」であり、相続を拒絶することはできず、承継意思表示なしに、自動的に相続人となったでしょう。しかし、父は、彼を「任意相続人」に変え、彼に(相続財産が死亡時に損害をもたらすもの〔債務超過〕であることが明らかとなった場合に) 相続を拒絶する可能性を与えることで、優遇しています。

e. その間……されたものとなれ。

「相続廃除」は「熟慮期間が直ちに進行する」「継続的」で「期間内に行わないことが相続廃除となる」「完全」な「承継意思表示」に結びついています。

f. そのときは……相続人となれ。

「相続人補充指定」、つまり、第一順位（息子）が承継しなかった場合の第二順位の相続人指定(この場合は兄弟)のこと。「通常補充指定」となることもあり(「指定相続人」が先死したとき、又は承継しない場合です)、「未成熟補充指定」となることもありましたが(相続人が未成熟者であって、承継の後に遺言を作成する前に死亡した場合がそうです。こうした場合、「被相続人」の意思が未成熟相続人の意思を埋め合わせます)。ここでは、「通常補充指定」です。

g. また、承継意思表示により、……60日以内に承継せよ。

補充指定相続人についての新たな「承継意思表示」は、〔熟慮期間が直ちに進行する〕「継続的」で〔期間内に行わないことが直ちに相続人廃除となるわけではない〕「不完全な」「承継意思表示」です(第三順位の相続人が書かれていませんので、これ以上の相続廃除は不要でした)。

h. その者には……750デナリウスを。

この兄弟が相続人とならない場合のための、兄弟のための遺贈です。「与え遺贈する」との文言は、絶対権を設定する「物権遺贈」に用いられます。これに対して、相対権を設定するためには、実際には、「責めを負う」〔有責判決を受けたもの = *damnas*〕としなければならない、相続人の負担で債務が発生することを意味しています。内容が金銭ならば、「債権遺贈」の使用がより論理的だと思われそうですが、二種の遺贈の相違は、ネロ元老院議決により弱められました。東部の遺言に流布していたギリシャ語の文言「デイドーミ・カタレイポー (*διδωμι καταλειπω*) [do, dono/reliquo]」を型通りに翻訳したものかもしれませんが、同時に、実際には「物権遺贈」であったかもしれません。「物権遺贈」なら、その目的を意図して詰められた袋入り貨幣に関する正真正銘の所有権が移転したでしょう。

i. 管財人として……受領せよ。

息子が後見に服している間中ずっと財産を保管しその後に彼に引渡すようにと、財産を集め相続人の母に引渡す義務を負った「管財人」の指名です。この息子の母は妻と呼ばれていませんが、それは明らかに妻ではなかったからです。兵士は、兵役前であれば婚姻を締結できたのは明らかですが、軍役中は婚姻できませんでした。「管財人」は、信義に基づくこの義務を履行しましたが、この義務は、現代の「遺言執行者」の義務とは異なっています。その権能は、あったとしても、相続人又はその後見人に帰

属していました。

k. 従って、相続人の義務である「承継意思表示」という情報と、後見に服している限りその財産を保管する母の義務という情報から総合して判断すると、マルクス・サトゥリアヌスは、遺言作成時には財産を管理する十分な年齢には達していませんでしたが、いずれにせよ、相続財産を承継するかどうかを決めるに適した判断力は有していました。明らかに、財産管理については、単純な承認に要求される成熟度に比べてより高い成熟度が要求されました（周知の通りローマ人は、〔財産を管理し法律行為の意味を見通せる〕意図する能力と〔諾否などの意思表示をする〕意思能力という異なった段階を、予め定められた特定の年齢に結びつけていません）。従って、遺言作成時点で、相続人が何歳であったかを問うことができます。おそらく、（承認能力ある）12・3歳を下回ることもなければ、（母の後見を脱し、財産管理能力を有する）16・7歳より年上ということもありません。

l. 私は、その者には……50デナリウスを。

別の「債権遺贈」です。アントニウス・シルヴァヌスは、戦友である「管財人」（明らかに、労務提供への感謝として）と、息子の母親と、上官に（おそらく、上官に関しては、友情というより、遺言に示す様々な意思をこのように適正に執行できるように自分に配慮してくれたことに対して）、遺贈しています。

m. クロニオには、……自由身分とし。

「遺言による手権解放」は、市民法上の三種の「手権解放」の一つで、「正当かつ合法の手権解放」です。奴隷クロニオは、主人の死亡により自由人となりますが、停止条件つきです。つまり、財産を相続人又は管財人に引渡すべく、財産を管理することです。さもなければ、自由は与えられません。従って、「主人」の死亡時は、「候補自由人」と扱われますが、「自由身分」の確定的取得には、彼の振る舞いが正しかったか吟味・確認されなければなりません。「被相続人」が、解放したくない他の奴隷を有していた可能性もあります（息子に損害を与えないためということもあり得ます）。「私は欲する」という文言が用いられたときは、単なる願望、つまり信託遺贈の形式で相続人に向けられた懇願を表現していると思われます。これに対し、正真正銘の手権解放には、「私は命じる」又は「自由人たれ」との命令形が必要とされました。しかし、それ故に、相続人、マルクス・サトゥリアヌスは、父の懇願を無視することもでき、奴隷に対する「主人権（所有権）」を維持することもできました。ところが、この奴隷が、

解放を裁判所に請求する可能性を有していたとすれば、遺言優遇と自由優遇の二つの原則が適用されて、満足を得た蓋然性が高くなります。しかし、そうでなければ、全く不確かとなります。

n. そのために、……望む。

(古法であるマンリウス法により、解放される各奴隷の価値の5パーセントが国庫へ支払われる)「20分の1解放税」の支払いがなされたら、相続財産に属する金銭で支払われるように定めることで、アントニウス・シルヴァヌスは、自己の奴隷をさらに優遇しています(しかし、一般的には、「奴隷特有財産」で貯め込んだ分でその税を支払うべきは、奴隷自身でした)[マンリウス法：紀元前357年、執政官G. マンリウスにより提案された]。

o. この遺言には、……ないように。

悪意条項です。実際上の効果はありませんでしたが、非常に流布していました。如何なる詐欺も悪意もこの遺言の効果を失わせないと期待を込めて、まじないの意味がありました。

p. 家産を……プロクルス小隊の旗手である。

「握取行為」の文言です。「家産購買者」「秤持ち」「第一証人」(証人5名の一種の「筆頭」で、他の4名をも代表する)の名前が挙げられます。「通告」つまり、引渡しを履行するという「握取行為の受け手」による厳粛な諾約は、単なる擬制に過ぎないと認識されていました。

q. 遺言を……執政官の年

署名の場所と日付です。エジプト、アレクサンドリアの冬季宿営地にて、紀元後142年3月27日。「銅衡遺言」の慣行は、東部西部を問わず属州でも普及していました。

r. アントニウス……承認された。

遺言者は、ギリシャ文字で自署し、書かれた内容を承認し確証しています。この証書自体は、明らかなことに、彼が書いたものではありませんが、その意思は彼のものです。

s. 私、ネモニウス……が封印した。

最後の木版の外には、「家産購買者」の署名があります。

t. ユリオス……承認した。
「秤持ち」の署名です。

u. トウルビニウス……解読不能。
証人たちの署名です。

v. アントニオス……私が署名した。
アントニウス・シルヴァヌスの最終署名です。

9. これまで見てきた通り、この文書は、稀に見るほどの配慮がなされ正確で周到に作成されています。この文書によりアントニウス・シルヴァヌスが自分自身の記憶が永遠のものとなる効果を狙っていたとすればその効果が達成されたのは確実です。彼のことを、1880年後に、世界の果てに位置するこの驚くべき都市において、我々が今なおこうして述べているのですから。

アントニウス・シルヴァヌスの遺言書の現物



(O. Guéraud et P. Jouguet, Un testament latin per aes et libram de 142 après J.-C. より)